

令和5年

推進要領

# 江東区交通安全キャンペーン

12月1日金～12月7日木

## 出かけるときは光らせよう～反射材・ライト～

日が暮れると、黒っぽい色の服装では周囲の色と同化してしまい、車の運転者から発見されにくくなります。

反射材用品やLEDライトを活用すると、自動車のライトからの光を反射したり、自ら光ることで、自動車の運転者などに早めに自分の存在を知らせることができます。

夜間は「明るい服装」に「反射材・ライト」を身につけましょう！

### 反射材の種類

- 靴用反射材シール
- 自転車の車体用反射材
- 反射材付き防犯笛
- タックルバンド
- 反射材付きネームタグ
- …etc

ホームセンターや江東運転免許試験場内で購入できます。



## 区の推進事項・TOKYO交通安全キャンペーン行事予定

### 江東区

- 広報活動の推進及び関係機関・団体との連絡調整
- 職員に対する交通安全キャンペーンの趣旨徹底
- 道路使用の適正化推進
- 道路上工事施工箇所の安全点検及び道路交通安全施設等の点検整備

### 深川警察署・深川交通安全協会行事

- 12月1日 自転車交通安全キャンペーン  
(白河三丁目交差点)  
ハンドルキーパー運動  
(富岡一門前仲町地区)
- 12月5日 高齢者交通安全キャンペーン  
(門前仲町交差点)

### 城東警察署・城東交通安全協会行事

- 12月1日 飲酒運転撲滅キャンペーン (亀戸地区)
- 12月4日 二輪車ストップ作戦 (新砂一丁目)
- 12月5日 幼児・児童の交通事故防止対策 (境川交差点)  
自転車キャンペーン (境川交差点)
- 12月6日 飲酒運転撲滅キャンペーン (大島地区)
- 12月7日 飲酒運転撲滅キャンペーン (砂町地区)

### 東京湾岸警察署・東京湾岸交通安全協会行事

- 12月3日 交通事故防止キャンペーン (日本科学未来館前)

区役所のホームページでは、交通安全に関する情報を発信しています。右記よりアクセスできます。



TOKYO 交通安全  
キャンペーン



交通安全啓発動画  
リンク集

### キャンペーンの重点

- 重点① 二輪車の交通事故防止
- 重点② 飲酒運転の根絶
- 重点③ 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 重点④ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 重点⑤ 自転車と電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底
- 重点⑥ 違法駐車対策の推進

### 反射材を着用しましょう

夕暮れ時や夜間に交通事故に遭わないようにするため、反射材・ライトを活用することが効果的です。反射材をつけ、ドライバーから見えやすいようにしましょう。

### 東京都のスローガン

## 世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

このキャンペーンは、年末に増加する交通死亡事故の抑止を図り、区民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透させることを目的としています。



交通安全宣言のまち 江東区

## 重点1 二輪車の交通事故防止

令和5年9月末現在、今年の都内における二輪車の交通事故死者数は、全死者数の約4割を占めており、区内では二輪車乗車中の交通事故で2名の方が亡くなりました。

- スピードの出しすぎ、急な進路変更やすり抜け運転は、事故を誘発します。常に細心の注意をはらい、適度な緊張感とゆとりをもって運転しましょう。
- ヘルメットのおごひもは指が一本入るくらいに締めるのが適正です。
- 胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。
- 二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、安全運転を心がけましょう。



## 重点2 飲酒運転の根絶

飲酒運転等の危険運転は絶対にやめましょう

- 飲酒運転は犯罪です。酒酔い運転は「免許取消し」の上、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が科せられます。
- 車を運転する人に酒を勧めること、飲酒している人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。
- 飲酒の翌日でも、身体にアルコールが残っている状態で運転すれば酒気帯び運転になります。運転する前日の飲酒は控え目にしましょう。
- 自転車や電動キックボード等も飲酒をした後は乗ってはいけません。



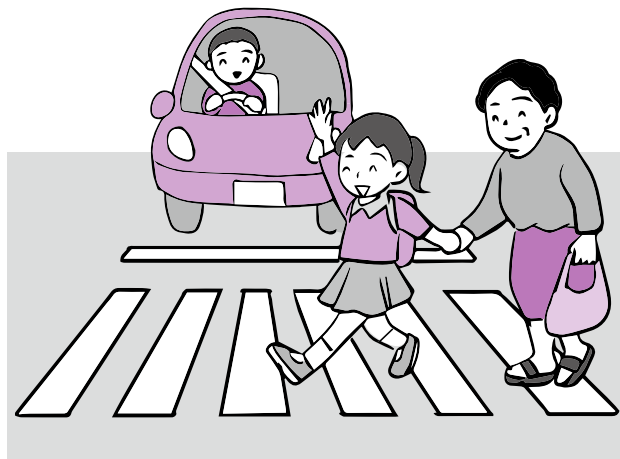
## 重点3 高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

高齢者の方へ

- 令和5年9月末現在、今年の都内における交通事故死者数の約3割を高齢者が占め、このうち約6割が歩行者でした。歩き慣れた道路でも、交通ルールを守り通行しましょう。

全ての歩行者の方へ

- 信号無視や横断歩道外、横断禁止場所での横断は大変危険です。絶対にやめましょう。
- 青信号で横断歩道を横断するときであっても、安全であるとは限りません。右左の安全確認をして、自動車が止まっているか、運転手が自身に気付いているかしっかりと確認をしてから通行しましょう。
- 視界が悪くなる夕暮れ時は、交通事故が多く発生する傾向にあります。反射材を身に付けて運転手に自身の存在を知らせることで、交通事故の発生を未然に防ぎましょう。



## 重点4 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夕暮れ時は事故の危険性が高まります

- 歩行中の交通事故は、視界が悪くなる夕暮れ時や夜間に多く発生しています。車両運転者は早めにライトを点け、歩行者は反射材を活用し、事故発生を未然に防ぎましょう。
- 反射材は車のライトなどが当たると光を反射するため、夜間でも運転者は反射材の光を遠くから発見することができます。また、明るく目立つ色の衣服を着用することにより、運転者から発見されやすくなります。



## 重点5 自転車と電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

【自転車】

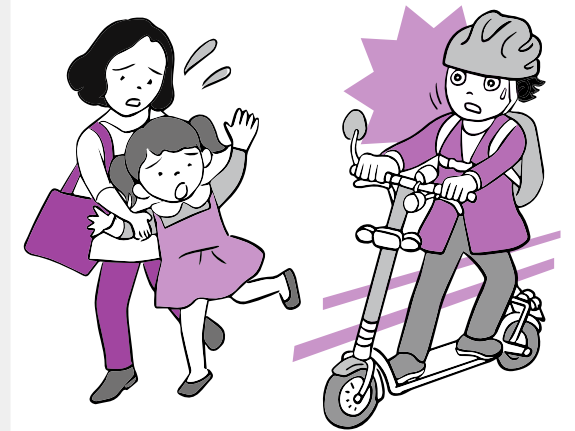
- 東京都では、対人賠償保険等※の加入が義務となっています。事故を起こした際は、自分がけがをするだけでなく、相手にけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に加入しましょう。  
※自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済
- 令和5年4月1日から改正道路交通法の一部が施行され、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。
- 江東区ではヘルメット購入費用と自転車点検整備費用（TSマーク取得費用）に対して、それぞれ最大2,000円を助成する事業を実施しています。詳細は、区HPをご確認ください。

【電動キックボード】

- 令和5年7月1日から改正道路交通法の一部が施行され、一定の基準に該当する電動キックボード等について、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されました。
- すべての電動キックボードが運転免許不要で運転できるようになるわけではありません。
- 新区分「特定小型原動機付自転車」において、車道通行が原則です。
- 運転免許が不要な電動キックボードにおいても、16歳未満は運転禁止です。
- ナンバープレートの装着が必要です。
- 自身の安全のため乗車用ヘルメットを着用しましょう。

「自転車安全利用五則」

1. 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



## 重点6 違法駐車対策の推進

- 交差点や横断歩道、その付近での「違法駐車」は、視界を妨げて危険の発見を遅らせる等、交通事故を誘因する危険性が高くなります。また、交通渋滞の原因となり、緊急自動車や路線バスの通行妨害を引き起こす等、道路交通に及ぼす影響も大きくなります。
- 短時間の駐車でも、時間貸駐車場やパーキング・メーター等を利用しましょう。

